

■ 実験系産業廃棄物の分別収集区分表

○実験系産業廃棄物(有害な物質が付着していないもの)

！有害な物質が付着しているものは、実験系産業廃棄物として処理できません！

有害な物質とは、ここでは、
菌、血液、化学物質
のことをいいます。

- ・化学物質が付着しているものは洗淨して除去した後に搬出すること。
- ・化学物質が付着している場合は、「①実験廃液・化学系廃棄物」として別途処理すること。
- ・血液が付着しているものは、「②医療廃棄物」として別途処理すること。
- ・注射筒は、「②医療廃棄物」もしくは「①実験廃液・化学系廃棄物」として別途処理すること。
- ・生活系廃棄物を混ぜないこと。

種類	該当するもの	注意点
プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックシャーレ、チップ、チューブ、ホース、ビニールテープ、プラスチックプレート 等 ・薬品びん(プラスチック製)(※) ・薬品びんの蓋(プラスチック製) 	<ul style="list-style-type: none"> ・丈夫なポリ袋に入れ、しっかり口をしぼること。 ・ポリ袋が破れないよう注意すること。
ゴム・ビニール類	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 等 	
紙・布類	<ul style="list-style-type: none"> ・実験で使用したキムワイプ、ろ紙、ガーゼ、雑巾 等 	
培地等付着物 (非感染性)	<ul style="list-style-type: none"> ・非感染性培地類 ・非感染性培地類等が付着したプラスチック製器具(シャーレ、チューブ、チップ類等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理をすること。 ・液体等が漏れ出ないように、袋の口をしっかりと縛る、袋を二重にする等の処置をすること。
ガラス・陶磁器類	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス製、磁製の実験器具(ビーカー、フラスコ 等) ・薬品びん(ガラス製)(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な容器に入れて搬出すること(缶、段ボール等。ビニール袋は不可。) ・薬品びんの蓋は外して、その種類に応じてプラスチック類または金属として搬出すること。
金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・小形金属製実験器具(金網、試験管立て、薬匙、ピンセット 等) ・金属加工による削りかす ・薬品缶・薬品瓶の蓋(金属製) ・一斗缶、薬品缶 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品缶は洗淨した後に搬出すること。 ・一斗缶の切り口は、ビニールテープで覆うなどして十分に安全に配慮すること。

(※)〔試薬びんの廃棄方法〕
 適当な溶剤または水で、必要回数洗淨して、その洗淨液は「①実験廃液・化学系廃棄物」として処理する。
 洗淨後、薬品が付着していない薬品びんは「④実験系産業廃棄物」として、また、薬品が付着して除去できないものは「①実験廃液・化学系廃棄物」として処理する。

【問合せ先】 **環境安全管理センター** (事務担当: 施設企画課 専門職員(環境安全担当))

TEL : 0742-20-3558 E-mail: kikaku@jimu.nara-wu.ac.jp